

第2期
かほく市空家等対策計画

令和4年3月

かほく市

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の対象と位置づけ	1
3. 計画の期間	2
第2章 空家等の現状と課題	3
1. 人口・世帯数の動向	3
2. 市内の空家等の現況	5
3. これまでの対策結果	7
4. かほく市における空家等の課題	11
第3章 空家等対策の方針と施策	12
1. 空家等対策の基本方針	12
2. 空家等対策の3つの基本施策	12
3. 空家等対策の新たな要素	13
第4章 基本施策ごとの具体的な施策の展開	15
1. 予防と適正管理の推進	15
2. 空家等の利活用の促進	15
3. 管理不全の対策	16
4. 特定空家等対策	17
第5章 空家等対策の基本施策の推進	23
1. 推進体制	23
2. 計画のフォローアップ体制	24
3. 関連施策	25
参考資料	30
(1) かほく市空家等対策審議会要綱	30

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的

近年、少子高齢化や過疎化の進行によって全国規模で空家問題が深刻化しており、その中でも適切に管理が行われていない空家等が増加し続け、防災・衛生・景観等地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

このような状況の中、国は平成26年11月に地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全などを目的とした「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）が全面施行され、空家等対策に関して国をあげて取り組みが進むこととなり、本市においても平成28年4月に「かほく市空家等の適正管理に関する条例」を制定し、平成29年3月にかほく市空家等対策計画を策定し空家対策を展開してきた。

今回、「第1期かほく市空家等対策計画」が令和3年度をもって終了することに伴い、現在の空家の状況や課題を踏まえ、「第2期かほく市空家等対策計画」を策定する。

2. 計画の対象と位置づけ

(1) 計画の対象

計画の対象は、かほく市全域における法第2条第1項の「空家等」とする。（法では、マンション・アパート等の共同住宅は、1棟全体で1つの「建築物」となり、1室でも使用されていれば、「居住その他の使用がなされていない建築物」とはいえないことから「空家等」に該当しない。）

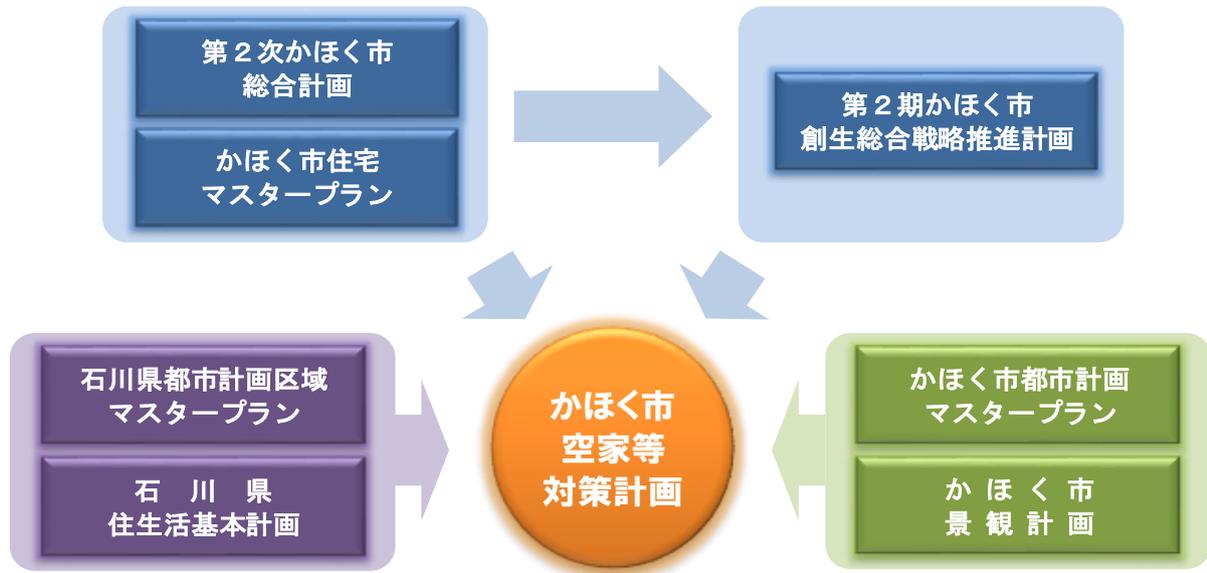
なお、活用策の検討にあたっては、全ての空家等を対象とするが、「住宅」に対して特に優先的に取り組むとともに、空家等を除却した跡地の活用についても対象とする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、かほく市の上位計画である「第2次かほく市総合計画」の下位計画と位置づける。

また、かほく市における関連計画、「かほく市都市計画マスタープラン」、「かほく市住宅マスタープラン」、「第2期かほく市創生総合戦略推進計画」及び、石川県における関連計画「石川県都市計画区域マスタープラン」、「石川県住生活基本計画」等とも整合を図るものとする。

【各種計画との関連図】



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から5年間とする。

但し、社会・経済状況の変化や国・県の動向、市の上位関連計画等を踏まえ、必要に応じて見直し・更新等を行うこととする。

年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
第1期 かほく市 空家等対策計画	計画期間									
第2期 かほく市 空家等対策計画				見直し 第2期計画策定		第2期計画期間				
第2次かほく市 総合計画	第2次								改訂	

第2章 空家等の現状と課題

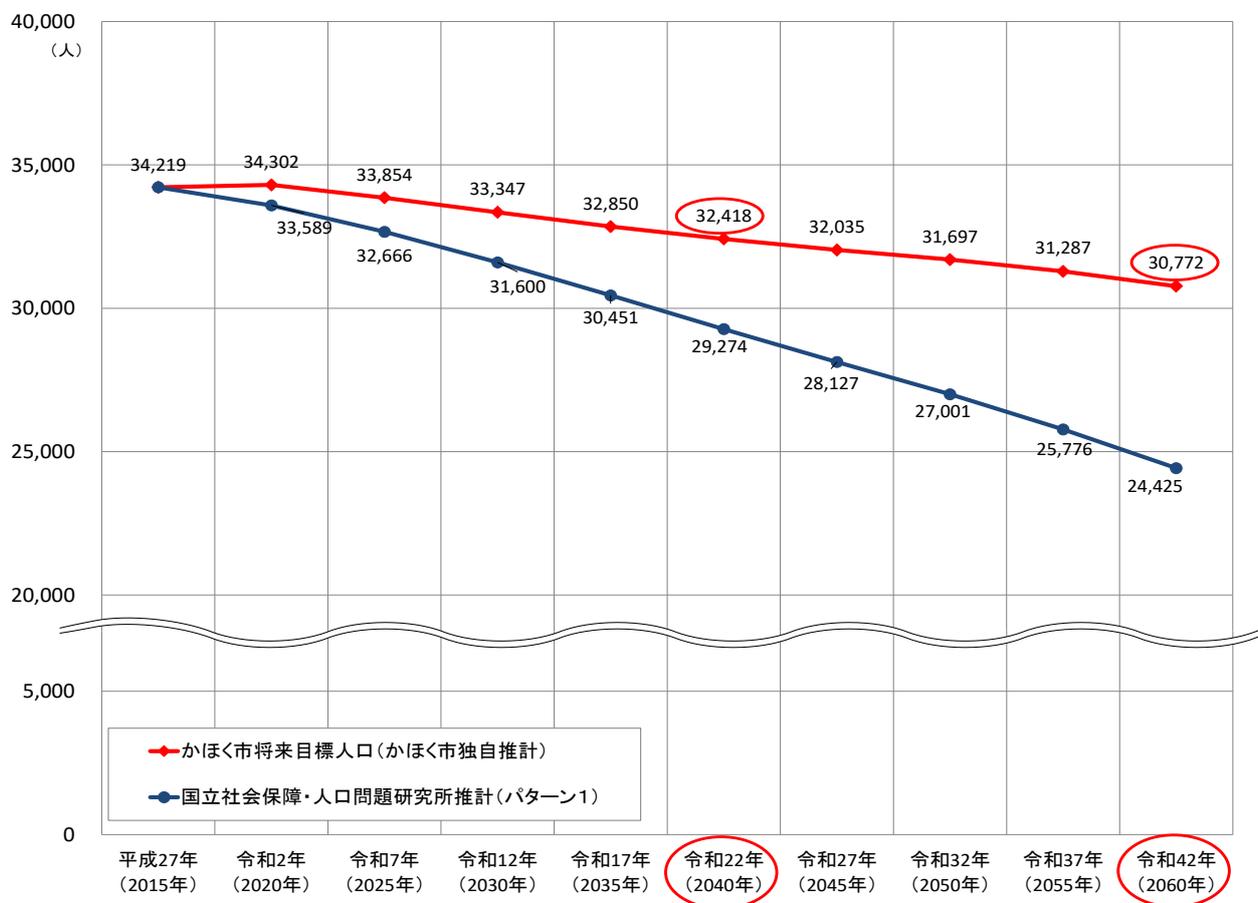
1. 人口・世帯数の動向

(1) 人口推移と将来推計人口

本市の人口は、第1期かほく市創生総合戦略推進計画の施策に沿って、市内への転入に向けた取り組みの成果により、平成28年度より6年連続で人口が増加し、現在35,685人（令和3年3月現在）となっている。

これまでの実績を考慮し推計された、第2期人口ビジョンの将来人口は、令和22年（2040年）で約32,400人、令和42年（2060年）で約30,700人の目標を目指すとされている。

【かほく市の将来目標人口の推計】

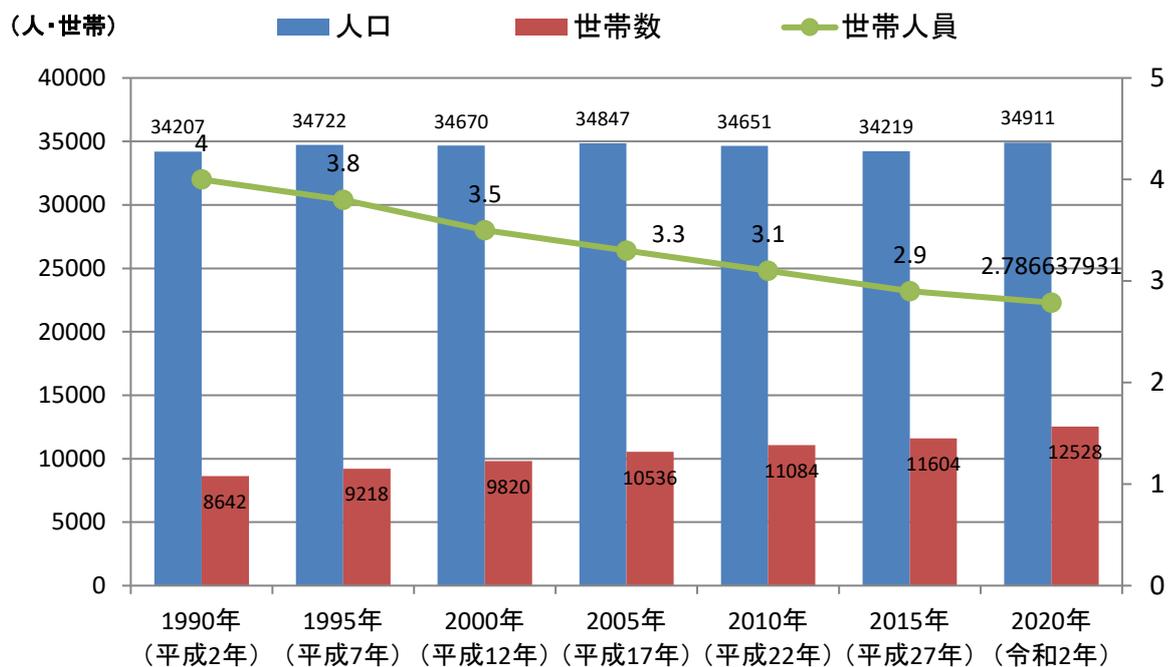


(2) 世帯数の推移

本市の世帯数は、令和2年度国勢調査速報集計結果では12,528世帯となり、前回調査から924世帯の増加となっており、増減率は約+8%で世帯数は増加となっている。

国勢調査速報集計結果で現れているように世帯数は、令和3年3月現在で13,631世帯となり増加は続いているものの、1世帯当たりの世帯人員は減少している。

【人口・世帯数・世帯人員の推移】



2. 市内の空家等の現況

(1) 空家の傾向

総務省が実施している「住宅・土地統計調査」によると、全国、石川県及び本市の空家率は以下のように推移している。

平成30年度の調査結果において、かほく市の空家率は7.8%と公表されており、県内16市町においての空家率では最少であるが、前回調査よりも0.3%増加している状況である。

	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度
全国	9.8%	11.5%	12.2%	13.1%	13.5%	13.6%
石川県	9.4%	10.8%	13.5%	14.6%	14.8%	14.5%
かほく市					7.5%	7.8%

(2) 本市の空家の現状

本市では、空家の状況を把握するため各町会区の協力を得て「空家等の実態調査」を毎年実施しており、転入等での空家の解消や転出等による新規の空家を把握し、空家対策の実効性を高めている。令和3年7月現在での市全域での空家等は574件、特定空家等の認定件数は4件となっている。

(3) 空家の評価

「空家等管理状況調査」を行った物件に対しては、建物の傾斜や屋根、外壁の管理、基礎の状態を4段階で評価している。

また、建物以外の構造物である塀、柵、門、擁壁や衛生面・景観面へ影響を及ぼす樹木、雑草やごみの堆積の状況等について、管理が不適切としたものを抽出し、「特定空家等」の判断を行うための基礎資料として整理している。

総合評価の基準は表-1のとおりとした。また、総合評価を算定するために用いた危険度判定基準を表-2に示す。

表一 総合評価の基準（ガイドライン）

評価	内 容	評点の合計
A	【ほぼ修繕の必要がない】 小規模の修繕により再利用が可能。	$0 \leq (T) \leq 20$
B	【改修工事により再利用が可能】維持・管理が行き届いておらず、損傷も見られるが、当面の危険性はない。	$20 < (T) < 50$
C	【老朽化が著しい】ただちに倒壊や建築資材の飛散等の危険性はないが、維持・管理が行き届いておらず、損傷が激しい。	$50 \leq (T) < 100$
D	【危険度が高く解体が必要】倒壊や建築資材の飛散等の危険が切迫しており、緊急度が極めて高い。	$100 \leq (T)$

表二 危険度判定表

評点の合計 (T)	「基礎」、「建物の傾斜」、「屋根」、「外壁」の各評点の合計 (= (i)+(ii)+(iii)+(iv))
--------------	--

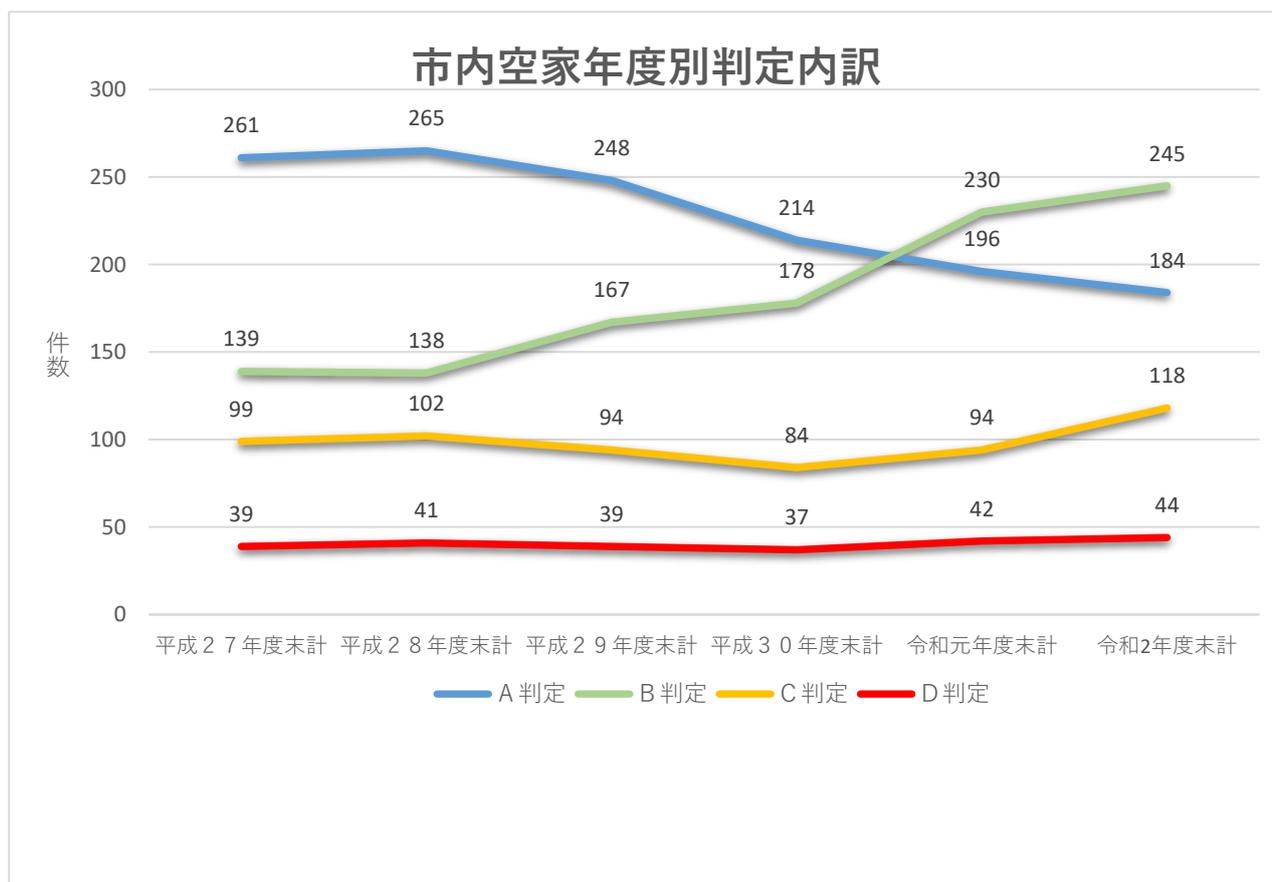
調査項目	最高評点	指 標	評点
基礎 (i)	100	基礎がない。基礎・土台の変形・破損・腐敗が著しい。シロアリ被害が著しい。	100
		不同沈下が生じている、基礎・土台の腐朽・破損・変形が目立つ。	50
		一部にひび割れが生じている。	25
		問題なし。	0
建物の 傾斜 (ii)	100	明らかに傾斜し、倒壊等のおそれがある。	100
		全体的に傾斜している。	50
		一部に傾斜が見られる。	25
		問題なし。	0
屋根 (iii)	50	屋根が著しく変形したものまたは穴が開いているもの。	50
		屋根ふき材料に多少の脱落があるものまたは軒の垂れ下がったもの。	25
		屋根ふき材の一部に剥落またはズレがある。	15
		問題なし。	0
外壁 (iv)	25	外壁の仕上げ材料の脱落・腐朽・破損により著しく下地が露出しているもの。	25
		仕上げ材の剥落・腐朽・破損により、一部下地が露出している。	15
		ひび割れ・錆が発生しているが危険性はない。	5
		問題なし。	0

3. これまでの対策結果

(1) 市内空家等の推移

第1期空家等対策計画期間の5年間についての市内の空家状況については、下記グラフが示すとおりとなっており、A判定の空家をB判定の空家が上回っている。

これは、以前までA判定であったものが経年劣化等によりB判定へ格下げになったものと思われ、C判定・D判定については除却支援等により例年一定数は除却しているが再判定の結果BがCに格下げになるなど総数は横這いとなっている。



	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度
A判定	261	265	248	214	196	184
B判定	139	138	167	178	230	245
C判定	99	102	94	84	94	118
D判定	39	41	39	37	42	44
計	538	546	548	513	562	591

(2) 市内空家等の戸数及び内訳

令和3年3月末現在における市内空家等の数は591戸であった。

このうち、「A判定-ほぼ修繕の必要がない。」は184戸(31.1%)であったが、「D判定-危険度が高く解体が必要(特定空家含む)」は44戸(7.4%)あった。また、「C判定-老朽化が著しい。(解体が必要なほどではない。)」は118戸(20.0%)、「B判定-改修工事により再利用が可能」は245戸(41.5%)であった。

(令和3年3月末現在)

地区・判定	A	B	C	D	計
高松	49	77	26	17	169
七塚	74	72	40	17	203
宇ノ気	61	96	52	10	219
計	184	245	118	44	591

(3) 評価事例

空家等実態調査に基づく総合評価A～D判定の事例を以下に示す。

A 判定イメージ	◇小規模の修繕により再利用が可能
	
B 判定イメージ	◇維持・管理が行き届いておらず、損傷も見られるが、当面の危険性はない
	
C 判定イメージ	◇維持・管理が行き届いておらず、損傷が激しい。
	
D 判定イメージ	◇倒壊や建築資材の飛散等の危険が切迫しており、緊急度が極めて高い。
	

(4) 第1期計画の検証

平成29年3月に策定した第1期空家等対策計画に基づき、「1. 予防措置」、「2. 活用・流通の促進」、「3. 管理不全対策」、「4. 体制整備」、「5. 特定空家対策」の基本施策に関連する事業を展開してきた。

第1期計画においては、町会区と協働による空家の実態調査を行い、空家の状況を把握する枠組みが確立したことで、地域と連携し空家の適正管理を促すための指導・助言等を継続的に行うことできた。

なお平成29年度に老朽空家対策として「空家等除却支援補助金」を創設したことで、老朽化した危険空家の解消が順次図られている。

また所有者等による適正な管理が行われず、放置すれば倒壊等により周辺に悪影響を及ぼす恐れがある空家等については、専門的な知見からの意見等を踏まえ、空家等対策審議会での審議を経て、空家等対策特別措置法に基づく「特定空家」に認定し、法に基づく助言・指導等の措置が講じることができるよう対策が図られた。

第1期計画期間中は、空家問題の解消に向けて各事業を展開してきたが、第2期計画では取組内容を再検証し、今後の空家対策に反映させる。

◆第1期計画の主な取組内容

1. 「予防措置」：情報提供・意識啓発
 - ・市広報誌による空家の適正管理及び空家対策の周知（年1回）
2. 「活用・流通の促進」：かほく市空き家バンクの拡充
 - ・固定資産税納税通知書へ空き家バンク制度を紹介する内容を掲載（年1回）
 - ・空き家バンクに登録した空家の賃借料に対して家賃補助金制度を創設
3. 「管理不全対策」：除却支援
 - ・危険空家の解消を図ることを目的に空家等除却支援補助金制度の創設

空家等支援補助金申請件数推移 (件)

	H29	H30	R1	R2	計
除却支援補助金	10	37	15	25	87

4. 「体制整備」：相談体制・庁内体制
 - ・石川県司法書士会との連携協定の締結
 - ・（公社）石川県宅地建物取引業協会との連携協定の締結
 - ・庁内に空家等対策プロジェクトチームの設置
5. 「特定空家等」：特定空家の認定
 - ・倒壊等で周囲に悪影響を及ぼす恐れがある空家4件を特定空家に認定

4 かほく市における空家等の課題

第1期計画での空家等に関する取組みにより、所有者等に対し管理意識や空家発生の未然防止などの啓発に加え、除却支援を行い、令和2年度末で延べ87戸が除却された。

しかしながら、令和2年度末の空家件数は591件で、実態調査が開始された平成27年度より53件（+9.8%）増加し、空家の評価判定の内訳では前項での空家の推移で述べたとおり、A判定がB判定に格下げ及びB判定がC判定に格下げとなる空家が増加している。この状況は経年劣化により損傷等が進行し再評価した結果、評価が下がった結果となっていると推測される。

また、人口が増加している本市において、空き家バンク等を活用し転入また定住につながった空家は26件（平成23年度より開始）であり、空家の利活用が十分に機能している状況とはいえない。

このような状況を踏まえた本市での空家等対策の課題については、空家は使用しない状況が長く続くと急速に劣化が進行することからも、今後の空家の増加を防ぐうえで「予防と適正管理」及び「空家の利活用」が課題となる。また高松、七塚、宇ノ気地区での空家の判定割合には大きな差はないものの、今後の少子高齢化の影響が顕著に表れると想定されるかほく市東部地区（かほく市都市計画マスタープラン地域区分）については、人口の増減推移を注視し、状況に応じ人口構成などを分析し、その地区に応じた空家等対策の検討も必要と考えられる。

第3章 空家等対策の方針と施策

1. 空家等対策の基本方針

(1) 安心で安全に暮らせる良好な環境づくり

管理不全の空家等は、火災の発生や不審者の侵入の安全面に加え、衛生面や景観面などの生活環境に深刻な影響を及ぼす原因ともなることから、所有者等に適切な管理を促進し、安心・安全に暮らせる良好な環境づくりを目指す。

(2) 魅力あるまちづくり

空家等の利活用を積極的に取り組むことにより、地域の活性化及び賑わいを創出し、魅力のあるまちづくりを目指す。

2. 空家等対策の3つの基本施策

空家等対策に関する基本方針に基づき、空家等対策の推進に向け、「予防措置」、「活用・流通の促進」、「管理不全対策」の3つを基本施策として取り組む。

3. 空家等対策の新たな要素

(1) SDGs (Sustainable Development Goals) の推進

SDGsとは「持続可能な開発目標」と訳され、平成27年(2015)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載され令和12年(2030)までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標である。持続可能な世界を実現するため17のゴール(目標)から構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを宣言している。

かほく市の空き家等対策計画では、SDGsを構成する17のゴールのうち「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の2つの目標と関連性が深いことから、新たな要素として取り入れ基本施策の推進を図る。

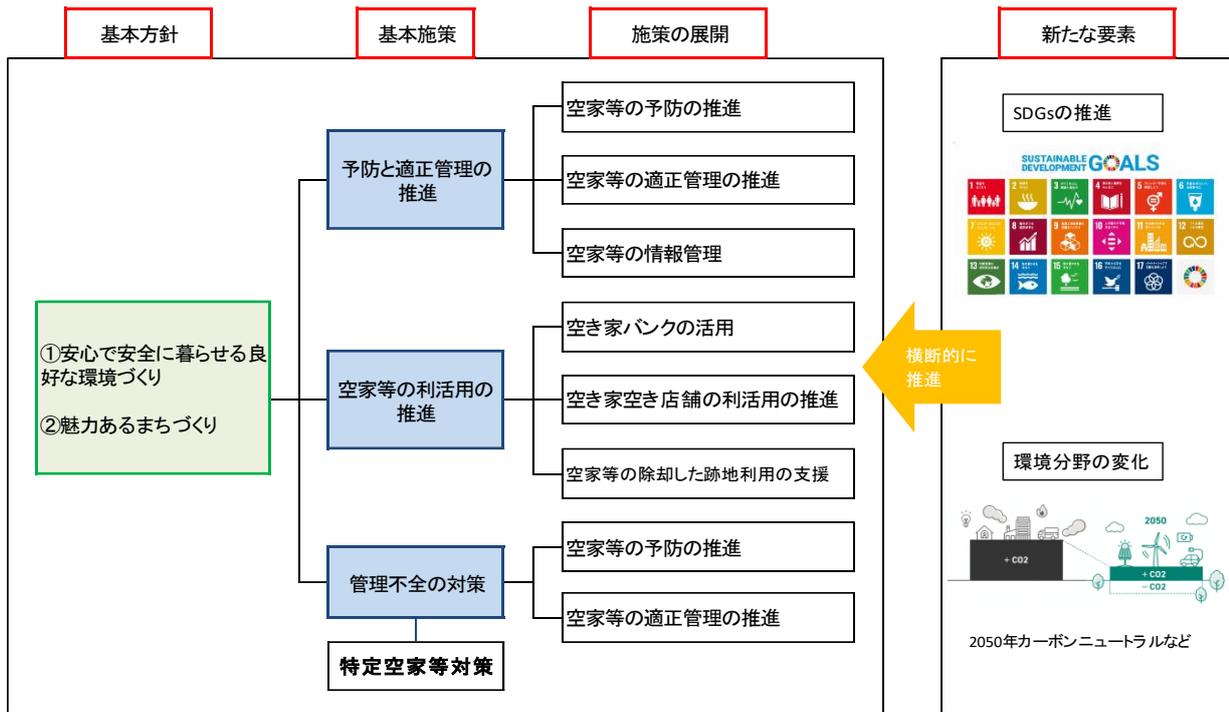


(2) 環境分野の変化

令和2年(2020)10月に日本は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、また令和3年(2021)4月には、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針が示された。

住宅・建築物分野はカーボンニュートラルの実現に向けてのカギとなる分野であり、空家等の再利用は、脱炭素社会の実現及び循環型社会の形成で2050年カーボンニュートラルの実現に向けて一役を担えることから、今後、環境分野の変化(動向)に対応する必要がある。

4. 施策の体系



第4章 基本施策ごとの具体的な施策の展開

1. 予防と適正管理の推進



空家等は個人等の私有財産であり、憲法で規定する財産権や民放で規定する所有権に基づき、その所有者等が自己の責任において自主的に管理することが原則である。また、空家等対策の推進に係る特別措置法では、空家等の所有者は、周辺的生活環境に多く影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとするとして規定されている。これらの空家等の適正管理に関する情報を周知することに加え、現在居住する家屋等を相続等により次世代に円滑に継承することの意識なども周知・啓発し、空家等の発生を抑制することで予防措置につなげる。

(1) 空家等の予防の推進について



空き家バンク制度の周知や利用の啓発で空家等の利活用の機運を醸成するとともに、現在居住する家屋等を相続等により次世代に円滑に継承することの意識なども周知・啓発し、空家等の発生を抑制することで予防措置につなげる。

(2) 空家等の適正管理の推進



老朽化や破損が進行する前に、所有者等に対して適正管理の必要性を周知・啓発し空家等が管理不全の状態に陥る事を予防する。

また、地域住民などから空家等の相談などがあった場合は、法に基づき課税情報や住民基本台帳情報を活用し、所用者等を調査の上、現状の改善などの適正管理を促す。

(3) 空家等の情報管理



空家等の情報に関しては、地域の情報に精通する町会区が調査する実態調査や行政の窓口等での手続き（転出届・水道閉栓など）及び関係機関からの情報提供に基づいて、空家等管理情報を随時更新する。

2. 空家等の利活用の推進



本市では、若い世代が市内で定住することを目的に創設した「若者マイホーム取得奨励金制度」の効果など、第1期かほく市創生総合戦略推進計画の総合的な成果で、人口が6年連続で増加している。

しかしながら、若者マイホーム取得奨励金制度において、中古住宅を購入し補助金を活用した割合は5%にも満たない状況で、定住者の住まいとして空家は活用されていない。

今後、定住促進事業の効果を継続し地域の衰退を防止するために空家を有効資源として捉え、利活用に積極的に取り組むことが必要である。

(1) 空き家バンクの活用



空き家の売買・賃貸に関する情報を一元化することを目的に設置した「空き家バンク」を活用し、空き家の利活用を促進する。

また、空き家バンクの制度の周知や空き家の登録の啓発も行い空き家の利活用の推進を図る。

(2) 空き家空き店舗の利活用の支援



空き家及び空き店舗の活用で地域の活性化及び市内の賑わい創出を図ることを目的に設置した「かほく市空き家空き店舗活用事業補助金」を活用し、空き家等の利活用を支援する。

また、空き家空き店舗活用補助金制度の周知を行い、空き家等の利活用の推進を図る。

(3) 空き家の利活用の支援



空き家の有効利用による定住促進及び地域の活性化を目的に設置された「かほく市空き家等改修支援補助金」を活用し、空き家の利活用の支援を図る。

(4) 空き家等を除却した跡地利用の支援



家屋の老朽化等により居住が困難な空き家については、周辺の生活環境の保全を図るため空き家の解体及び処分に係る費用の一部を補助するために設置された「かほく市空き家等除却支援補助金」の活用を周知・啓発を行い、跡地の有効利用を支援し、地域の活性化につなげる。

3. 管理不全の対策



適正に管理されていない空き家等は、防災・防犯・衛生・景観等、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。所有者や管理者等に対して適正管理の啓発や注意喚起を行い、さらには地域住民による見守り等を普及・支援することで、管理不全の空き家等の防止・解消を図る。

(1) 所有者等への情報提供・助言など



管理不全に陥る空き家等は、所有者等が近隣に居住していない場合などに見受けられる。空き家が管理不全となる恐れがある場合または管理不全と認めた場合は、所有者等に空き家の現況などの情報提供を行い、現状の是正や管理不全の解消に向けて助言を行う。

(2) 除却の支援など



所有者等が老朽化等で倒壊の恐れがある空家等の除却を行う場合、周辺的生活環境の保全を図る目的で設置した「かほく市空家等除却支援補助金」の活用等で、空家等の解体及び処分を支援する。

4. 特定空家等対策

(1) 特定空家等の判断基準

特定空家等の判断基準は、法第14条第14項に基づいて定められた「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」に記載された「『特定空家等』の判断の参考となる基準」から、以下のように設定する。

(イ) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。	(1) 建築物が倒壊等するおそれがある。	イ 建築物の著しい傾斜	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎に不同沈下がある。 ・柱が傾斜している。 	
		ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等	(イ) 基礎及び土台	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎が破損又は変形している。 ・土台が腐朽又は破損している。 ・基礎と土台にずれが発生している。
			(ロ) 柱、はり、筋かい、柱と梁の接合等	<ul style="list-style-type: none"> ・柱、はり、筋かいが腐朽、破損又は変形している。 ・柱とはりにずれが発生している。
	(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。	イ 屋根ふき材、ひさし又は軒	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根が変形している。 ・屋根ふき材が剥落している。 ・軒の裏板、たる木等が腐朽している。 ・軒がたれ下がっている。 ・雨樋がたれ下がっている。 	
		ロ 外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・壁体を貫通する穴が生じている。 ・外壁の仕上材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。 ・外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。 	
		ハ 看板、給湯設備、屋上水槽等	<ul style="list-style-type: none"> ・看板の仕上材料が剥落している。 ・看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒している。 ・看板、給湯設備、屋上水槽等が破損又は脱落している。 ・看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。 	
		ニ 屋外階段又はバルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。 ・屋外階段、バルコニーが傾斜している。 	
		ホ 門又は塀	<ul style="list-style-type: none"> ・門、塀にひび割れ、破損が生じている。 ・門、塀が傾斜している。 	
	2. 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁表面に水がしみ出し、流出している。 ・水抜き穴の詰まりが生じている。 ・ひび割れが発生している。 		

(ロ) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

<p>(1) 建築物又は設備等の破損等 が原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。 ・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 ・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
<p>(2) ごみ等の放置、不法投棄が 原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 ・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

(ハ) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

<p>(1) 適切な管理が行われていない 結果、既存の景観に関する ルールに著しく適合しない 状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。 ・景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。 ・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。
<p>(2) その他、次のような状態に あり、周囲の景観と著しく 不調和な状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。 ・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。 ・看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。 ・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。 ・敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。

(ニ) その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

<p>(1) 立木が原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。 ・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。
<p>(2) 空家等に住みついた動物等 が原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 ・動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 ・敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 ・多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 ・住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。 ・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。
<p>(3) 建築物等の不適切な管理等 が原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。 ・屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。 ・周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。

(2) 特定空家等対策

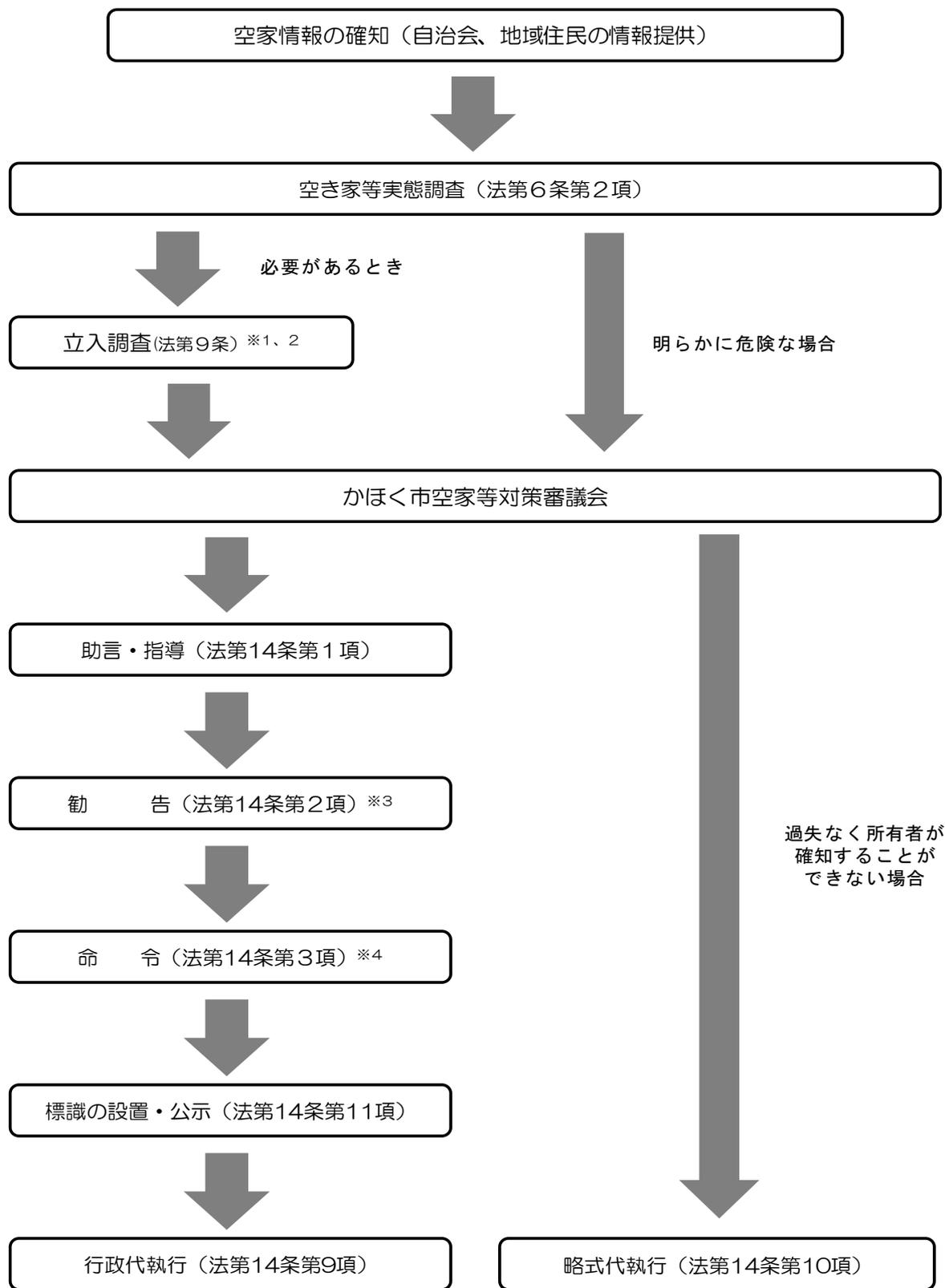
空家等が管理不全な状態で放置されると、地域に様々な悪影響を及ぼすことになる。

本市においても住宅の老朽化や敷地内の草木の繁茂等、管理不全な空家等に対する市民からの相談件数は増加傾向にあり、良好な住環境を維持していくためにも、管理不全な空家等の実態を把握し、所有者等に対して適切な管理を働きかけるとともに、必要な支援を行うことにより管理不全な空家等の解消を図る。

また本市による空家等への外観目視や立入^{※注1}により、「特定空家等」と判定した空家等の所有者等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、「助言又は指導」から行政代執行までの措置を検討する。措置を講ずるにあたっては、事前に「かほく市空家等対策審議会」で「特定空家等」の候補案件を審議の上、市長に答申するなど、十分な審議を図るものとする。

※注1：

「立入調査」とは、外観目視による調査では足りず、敷地内に立ち入って状況を観察し、建築物に触れるなどして詳しい状況を調査し、必要に応じて内部に立ち入って柱や梁等の状況を確認する必要がある場合に実施するものである。また、当該調査の目的は、「助言又は指導」から勧告までの措置をとるためであるが、結果的にその措置に結びつかなくても、「特定空家等」に該当する可能性があるかと認められるか否か等を確認することは、目的が正当なものであるとして許容されるものと解されている。



※1: 所有者が確知できない場合は、第9条3項の規定に基づき、立ち入り調査を行う。

※2: 立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した物は、20万円以下の過料に処する(法第16条第2項)

※3: 勧告を受けた建物については、固定資産税等に係る住宅用地の特例を解除する

※4: 命令に違反したものは、50万円以下の過料に処する(法第16条第1項)

特定空き家等対策のフロー

特定空家等対策のフロー内容詳細

措置	内 容
助言又は指導	<p>市長は、法第14条第1項に基づき、「特定空家等」の所有者等に対して、当該「特定空家等」に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺生活環境保全を図るために必要な措置とるよう「助言又は指導」をすることができる。</p> <p>また、建物所有者と土地所有者が異なる場合には双方について、本市で確知できた者全てに対して行う。</p>
勸 告	<p>市長は、法第14条第2項に基づき、「助言又は指導」をした場合において、なお当該「特定空家等」の状態が改善されないと認めるときは、当該「助言又指導」を受けた者に対して、相当の猶予期限付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう「勧告」することができる。</p> <p>また、建物所有者と土地所有者が異なる場合には、双方について、本市で確知できた者すべてに対して行う。</p> <p>さらに「勧告」を実施した場合には、その「特定空家等」の敷地については固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外することとし、措置の内容が、敷地内の小屋や倉庫等のみの場合であっても同様とする。</p>
命 令	<p>市長は、法第14条第3項に基づき、「勧告」を受けた者が正当な理由なくその「勧告」に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対して相当の猶予期限を付けて、その「勧告」に係る措置をとることを命ずることができる。</p> <p>また、「勧告」に係る措置を命じようとする場合には、その者に対して、以下の弁明の機会を付与する。</p> <p>ア 市長は、「勧告」に係る措置を命じようとする場合において、あらかじめその者に対して、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。</p> <p>イ 市長は、前記アの通知書の交付を受けた者から、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対して意見書の提出に代えて意見の聴取の請求があつた場合には、措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行うものとする。</p> <p>ウ 市長は、前記イの意見の聴取を行う場合には、命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、措置を命じようとする者又はその代理人に通知するとともに、これを公告するものとする。</p> <p>エ 市長は、措置を命じようとする者又はその代理人による意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出させるものとする。</p> <p>以上の弁明の機会を付与したうえで、提出期限までに意見書の提出がなかつた場合や意見聴取の請求がなかつた場合（意見聴取の請求があつた場合において、請求した者が出頭しなかつた場合を含む。）意見書の提出又は意見聴取を経てもなお当該命令措置が不当でないとして認められた場合には「勧告」に係る措置をとることを命ずることができる。</p>

措置	内 容
標識の設置 ・ 公示	<p>市長は、法第14条第11項に基づき、措置を命じた場合には、当該命令に係る「特定空家等」に標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。</p> <p>また、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p>
行政代執行	<p>市長は、行政代執行及び法第14条第9項に基づき、必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、施行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。</p>
略式代執行 ・ 公告	<p>市長は、法第14条第10項に基づき必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。</p> <p>また、この場合は、相当の期限を定めてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨あらかじめ公告する。</p>
過 料	<p>ア 市長は、法第9条に基づき、「助言又は指導」から「勧告」までの措置のため、職員又はその委任した者に「空家等」と認められる場所に立入調査をさせることができる。</p> <p>しかながら、所有者等が当該調査を拒み、妨げ又は忌避した場合には、法第16条第2項に基づき、その者に対して、20万円以下の過料を科すことができる。</p> <p>イ 市長は、法第14条の「命令」に違反した場合には、法第16条第1項に基づき、所有者等に対して、50万円以下の過料を科すことができる。</p>
他法との関係	<p>「特定空家等」に対する対応は、「法」に限定されず、他法令により各法令の目的にのっとった措置が講じられる場合がある。著しく保安上危険な建築物に対する「建築基準法（昭和25年法律第201号）」や、火災予防の観点からの「消防法（昭和23年法律第186号）」に基づく措置、立木等が道路に倒壊した場合に道路交通の支障を排除する観点からの「道路法（昭和27年法律第180号）」に基づく措置、災害における障害物の除去の観点からの「災害救助法（昭和22年法律第118号）」に基づく措置等がある。</p> <p>状況によっては、措置の対象物ごとに異なる法令を組み合わせることも考えられ、各法令により、目的、講ずることができる措置の対象及び内容、実施主体等が異なることから、措置の対象となる空家等について、その物的状況や悪影響の度合い、危険等の切迫性等を総合的に判断し、手段を選択する。</p>

第5章 空家等対策の基本施策の推進

1. 推進体制

(1) かほく市空家等対策審議会

地域住民の代表や学識経験者等で構成する「かほく市空家等対策審議会」を設置し、市長の諮問により、かほく市空家等対策計画の策定及び空家等の適正な管理に関し必要な事項を調査審議する。また、特定空家と疑われる空家等の認定に関しても調査審議等する。

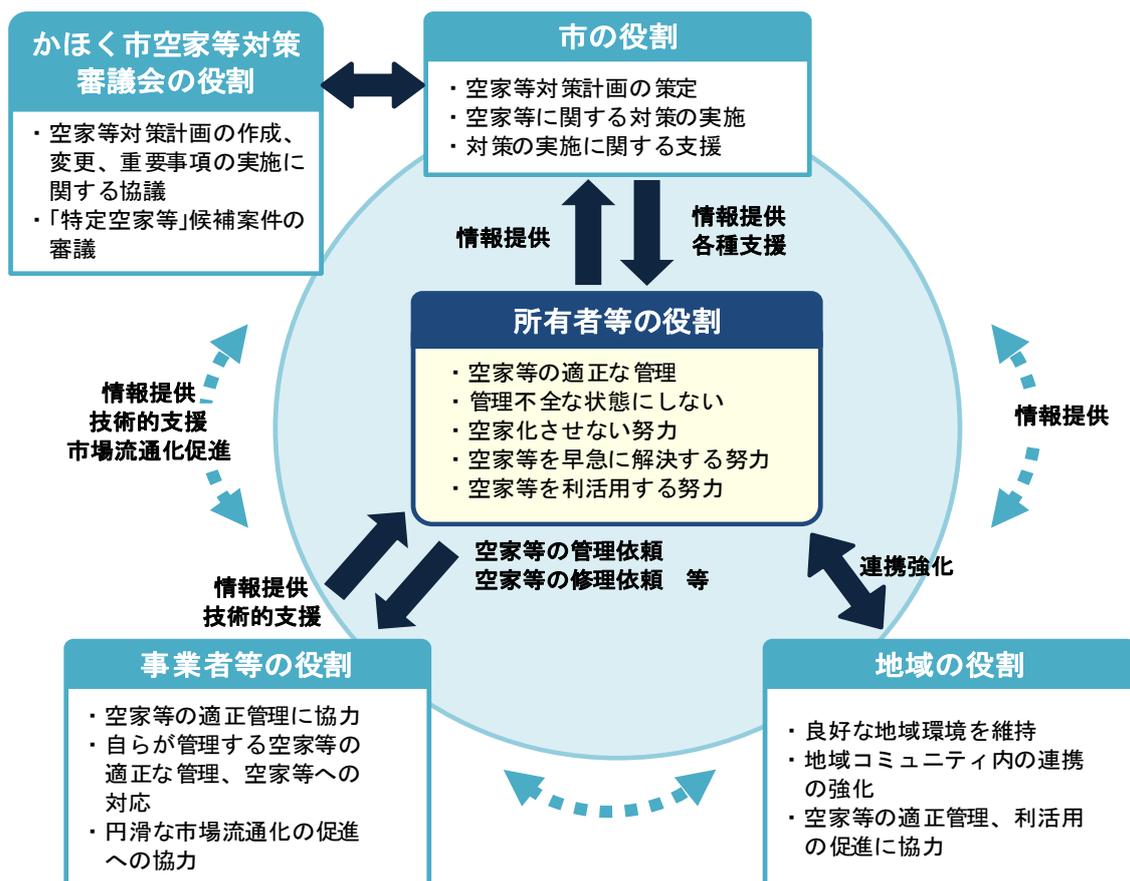
(2) かほく市空家等対策プロジェクトチーム

かほく市空家等対策プロジェクトチームは空家等対策に関連する関係課で組織し、空家等に関する情報共有及び横断的な連携を図り、空家等に関する課題に対応する。

(3) 関係団体等との専門的業務連携協定の締結による連携

石川県司法書士会及び（公社）石川県宅地建物取引業協会と連携協定に基づき、空家等に関する課題に対応する。

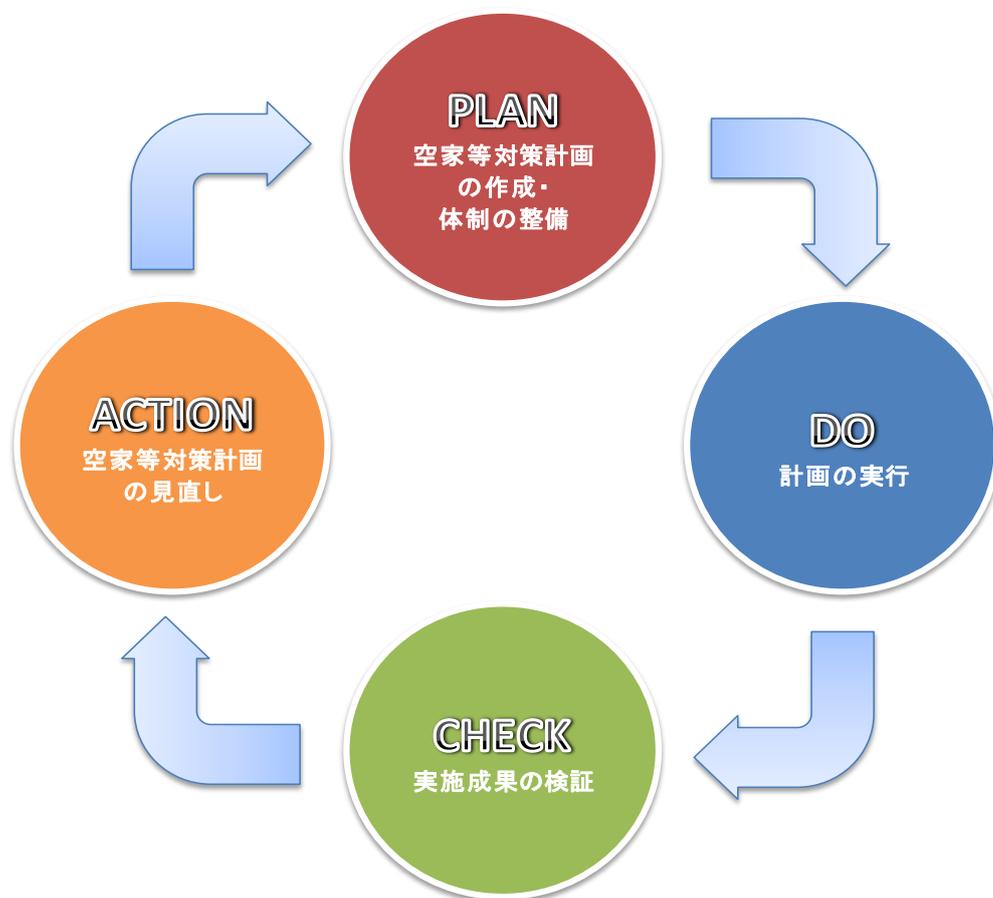
【推進体制の体系図】



2. 計画のフォローアップ体制

第2期かほく市空家等対策計画の実効性を高めるためには、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)からなるPDCAサイクルによる推進が必要である。

本計画の取組みに基づき空家等の対策を講じ、計画期間中における空家等の増減や支援制度の実績等について集計・分析を行い「かほく市空家等審議会」で検証を行い、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。



3. 関連施策

(1) 庁内関連施策

本計画で示す空家等対策に関連する施策は現在以下の7施策（制度）があり、これら関連施策と連携をとりながら空家対策を実施していく。

関連施策一覧

関連施策	担当課
1 かほく市空き家バンク	企画振興課
2 かほく市空き家空き店舗活用事業補助金	企画振興課
3 かほく市若者マイホーム取得奨励金	企画振興課
4 かほく市新婚さん住まい応援事業補助金	企画振興課
5 かほく市木の家づくり奨励金制度	産業振興課
6 かほく市住宅耐震改修工事費等補助金制度	都市建設課
7 かほく市住宅用自然エネルギーシステム設置費補助金制度	防災環境対策課

関連施策詳細

1 かほく市空き家バンク（企画振興課）	
空家を所有する人で、賃貸または売買の希望者が空き家バンクに登録することで、市や県のHPなどに掲載し、空家の賃貸や購入希望者に情報を提供する制度	
1. 空家の登録	(1)空き家バンク登録申込書、登録カードを市役所へ提出する。 (2)市と協定する（社）石川県宅地建物取引業協会等により派遣される宅地建物取引業者が、物件調査を行う。 (3)調査後、物件が市HPに登録される。 ※(1)の書類は市HPより入手可 ※登録公開物件は市及び宅地建物取引業者が問い合わせに対応 ※物件の利用申し込みがあった場合、物件所有者へ市から連絡
2. 空家の利用	(1)空き家バンク利用申込書を市へ提出する。 (2)利用を希望する物件の所有者へ市が連絡する。 ※賃貸借・売買の交渉及び契約は当事者間で行う。 ※宅建協会等の仲介を希望する場合は、市から宅建協会等へ連絡する。 ※宅建協会等の仲介には法で規定された手数料が発生する。
2 かほく市空き家空き店舗活用事業補助金（企画振興課）	
空家及び空き店舗の活用を促進することにより、地域の活性化及び市内の賑わい創出を図ることを目的として、空家等に出店する個人又は法人に対して最大360万円を補助する制度。	

1. 対象者	<p>空家等を購入し、又は賃借して出店する個人又は法人で、次に掲げる要件を全て満たすもの。</p> <p>(1) 統計法の規定による日本標準産業分類における、飲食店、その他の織物・衣服・身の回り小売業、飲食料品小売業、持ち帰り・配達飲食サービス業、理容業、美容業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業</p> <p>(2) 週5日以上営業するもの</p> <p>(3) 開業後3年以上継続して営業するもの</p> <p>(4) 認定申請をした日から6箇月以内に開業するもの</p> <p>(5) かほく市商工会に加盟するもの</p> <p>(6) 補助金の交付を申請する時点において、かほく市以外の市町村を含む市町村民税等を滞納していないもの</p> <p>(7) この補助金の交付を受けたことがないもの</p> <p>(8) 風俗営業でないもの</p> <p>(9) 暴力団員でないもの</p>
2. 補助率	補助対象経費の2分の1
3. 補助対象 経費	<p>(1) 賃借料 30万円</p> <p>(2) 物件購入費 150万円</p> <p>(3) 設備導入費 50万円</p> <p>(4) 物件改装工事費 100万円</p> <p>(5) 広告費 10万円</p> <p>※物件改装工事について、市内に営業所又は事務所を有する建築業者による改装工事を行った場合は、20万円を加算</p> <p>※交付対象者が開業時に45歳以下の若者又は女性の場合は、30万円を加算</p>
3 かほく市若者マイホーム取得奨励金制度（企画振興課）	
1. 対象地域	かほく市内全域
2. 対象者	<p>下記のすべてに該当する人</p> <p>(1) かほく市内において住宅を新築又は購入し、生活の実態がある人</p> <p>(2) 契約締結日における年齢が45歳未満の人</p> <p>(3) 一戸建て住宅の新築又は購入に対して、金融機関等からの借入れがある人</p> <p>(4) 地域の情報を共有し、地域の活動に積極的に参加する意欲を持って定住する意思のある人</p>

3. 対象となる住宅	<p>(1)一戸建ての住宅で延べ床面積が50㎡以上であること。</p> <p>(2)併用住宅の場合は、延べ床面積の1/2以上が専ら自己の居住の用に供し、その面積が50㎡以上であること。</p> <p>(3)購入（新築）の対象は、建築後使用されたことがない住宅で、工事完了後3年未満のものであること。</p> <p>(4)購入（中古）の対象は、建築後使用された住宅、または工事完了後3年以上経過した未使用の住宅であること。</p>																																														
4. 奨励金額	<p>・申請書類を確認し、基本額+加算額（対象となるもののみ）により決定。</p> <p>・連帯債務の場合は、連帯債務者全員の要件に応じて建物登記の持分に基づき、助成金基本額の限度額を決定。</p> <table border="1" data-bbox="371 651 1418 976"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建物要件</th> <th rowspan="2">住所要件</th> <th colspan="2">基本額</th> <th colspan="5">加算額（一律）</th> <th rowspan="2">合計 (最大助成額)</th> </tr> <tr> <th>対象借入金のうち</th> <th>助成金限度額</th> <th>空き家バンク登録</th> <th>市内業者活用</th> <th>UIJターン (県外からの転入)</th> <th>新婚さん 住まい 応援事業 受給者</th> <th>三世 代同 居・ 近 居者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新築</td> <td>転入者</td> <td rowspan="2">5%</td> <td>80万円</td> <td>—</td> <td rowspan="2">20万円</td> <td>30万円</td> <td rowspan="2">50万円</td> <td rowspan="2">20万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>市内在住</td> <td>30万円</td> <td></td> <td>—</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中古</td> <td>転入者</td> <td rowspan="2">10%</td> <td>35万円</td> <td rowspan="2">5万円</td> <td rowspan="2">10万円</td> <td>30万円</td> <td rowspan="2">50万円</td> <td rowspan="2">20万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>市内在住</td> <td>10万円</td> <td>—</td> <td>95万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)「転入者」とは、新しくかほく市に転入された人、または市外に転出してから3年以上経過し、再転入した人（いずれも転入後2年未満の人を対象とする。）をいう。</p> <p>(2)転入者要件を確認する基準日は、工事又は購入の契約締結日現在とする。</p> <p>(3)「空き家バンク登録」とは、「かほく市空き家バンク」に登録された住宅であること。</p> <p>(4)「UIJターン」の該当者は、上記①の転入者のうち、県外からの転入であること。</p> <p>(5)「新婚さん住まい応援事業補助金受給者」とは、現在、「かほく市新婚さん住まい応援事業補助金」を受給中、または、受給終了後2年未満の人であること。</p> <p>(6)「三世帯同居・近居者」とは、新たに親子又は子の祖父母が住所変更を行い、親子が祖父母と同一の住宅、もしくは隣接している住宅に居住するものであること。</p>	建物要件	住所要件	基本額		加算額（一律）					合計 (最大助成額)	対象借入金のうち	助成金限度額	空き家バンク登録	市内業者活用	UIJターン (県外からの転入)	新婚さん 住まい 応援事業 受給者	三世 代同 居・ 近 居者	新築	転入者	5%	80万円	—	20万円	30万円	50万円	20万円	200万円	市内在住	30万円		—	120万円	中古	転入者	10%	35万円	5万円	10万円	30万円	50万円	20万円	150万円	市内在住	10万円	—	95万円
建物要件	住所要件			基本額		加算額（一律）						合計 (最大助成額)																																			
		対象借入金のうち	助成金限度額	空き家バンク登録	市内業者活用	UIJターン (県外からの転入)	新婚さん 住まい 応援事業 受給者	三世 代同 居・ 近 居者																																							
新築	転入者	5%	80万円	—	20万円	30万円	50万円	20万円	200万円																																						
	市内在住		30万円			—			120万円																																						
中古	転入者	10%	35万円	5万円	10万円	30万円	50万円	20万円	150万円																																						
	市内在住		10万円			—			95万円																																						

4 かほく市新婚さん住まい応援事業補助金（企画振興課）	
<p>新婚世帯の市内賃貸住宅への入居を促し、将来の市内での持家取得による定住に導くとともに、市内の賑わい創出による地域経済の活性化を図ることを目的として40歳未満の新婚夫婦が市内の民間賃貸住宅または特定公共賃貸住宅に入居した場合に月額1万円を補助する制度。</p>	
1. 対象世帯	平成23年4月1日以降に婚姻届を提出してから1年以内の夫婦で、婚姻届出日現在において夫婦ともに40歳未満の新婚世帯。
2. 対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・かほく市内の民間賃貸住宅 ・特定公共賃貸住宅（かほく市特定公共賃貸住宅条例に規定する住宅）
3. 対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の全てに該当すること。 (1)平成23年4月1日以降に賃貸借契約を行い、入居している世帯 (2)補助を受けようとする賃貸住宅の所在地に住民登録を行い、かつ生活の実態がある世帯 (3)夫婦のいずれか一方が借主（契約者）であること。 (4)家賃（駐車場使用料等は除く。）が月額3万円以上であること。 (5)公的制度による家賃補助を受けていないこと。 (6)以前に当該補助金の交付を受けていないこと。 (7)市税等に滞納がないこと。
4. 奨励金額	<ul style="list-style-type: none"> (1)一世帯当たり月額1万円を最大24ヶ月間補助 (2)夫婦とも市外から転入した世帯は、月額5,000円を24ヶ月間加算 (3)夫婦のうちいずれかが市外から転入した世帯は、月額5,000円を初年の12ヶ月間加算 (4)補助金受給期間中内に出産した場合、補助期間を1年間（25ヶ月目～36ヶ月目）延長可能（延長期間の補助金額は、一世帯当たり月額5,000円）
5 かほく市木の家づくり奨励金制度（産業振興課）	
<p>木材の利用促進を図るため、地元産材（金沢森林組合産のすぎ柱）を使用する木造住宅を新築（購入を含む）・増築・改築する市民に対し奨励金を交付する制度。</p>	
1. 対象者	かほく市内で自ら居住するため、木造住宅を新築（購入を含む。）・増築・改築する人。
2. 対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・1戸建て住宅で、金沢森林組合産のすぎ柱（集成材を含む。）を50本以上使用し、すぎ柱については、次の条件をすべて満たすこと。 (1)長さ2m以上で、幅及び厚さが10.5cm以上であること。 (2)金沢森林組合産材の証明書があるもの。 (3)乙種構造材であること。
3. 奨励金額	すぎ柱1本当たり2,500円（総額最大25万円）
4. 適用除外	市税を滞納している人

6 かほく市住宅耐震改修工事費等補助金制度（都市建設課）			
地震発生時の倒壊等による被害を軽減するため、一定の条件に該当する住宅について耐震診断と耐震改修工事にかかる費用の一部を助成する制度。			
1. 対象地域	かほく市内全域		
2. 対象者	対象となる住宅の所有者または居住者で、市税等を完納している人		
3. 対象建築物	<p>・市内にある一戸建ての住宅、店舗等併用住宅（店舗等床面積1/2未満のもの）、長屋・共同住宅（耐火建築物または準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものを除く。）で次のすべてに該当するもの。</p> <p>(1)昭和56年5月31日以前に建築され、または工事が着手された住宅</p> <p>(2)現に居住の用に供している住宅又は補助事業の完了後速やかに居住の用に供する住宅</p>		
4. 補助要件	<p>・耐震診断 耐震診断士が行う耐震改修工事前の住宅に対するもの</p> <p>・耐震改修工事 耐震診断の評点が1.0未満のものを1.0以上にする工事</p>		
5. 補助金の額	事業区分		補助金の額
			補助率 限度額
	診断	簡易耐震診断	— 無料 (図面がない又は現地調査希望の場合は5千円の自己負担となります。)
		耐震診断	9/10 10万円
	耐震改修工事		10/10 150万円※
※共同住宅及び長屋にあっては、75万円に住戸の数を乗じて得た額又は300万円のいずれか低い額			
7 かほく市住宅用自然エネルギーシステム設置費補助金制度（防災環境対策課）			
地球温暖化対策の一環として、環境にやさしい自然エネルギーを利用する下記の住宅用設備の設置に対する補助制度。			
1. 対象設備	対象自然エネルギーシステム（太陽光発電、ペレット・薪利用） （※各設備によって要件・補助金額は異なります。）		
2. 補助金額	<p>(1)太陽光発電…太陽電池の最大出力（Kw表示とし、小数点第2位未満の数値は、四捨五入するものとする。）に1Kw当たり4万円を乗じて得た額（最大16万円）</p> <p>(2)ペレット・薪利用システム…設置に要する費用の1/2の額（最大5万円）</p> <p>(3)定置用リチウムイオン蓄電システム…設置に要する費用の1/2の額（最大10万円）</p>		

○かほく市空家等対策審議会要綱

平成28年3月10日

告示第15号

(趣旨)

第1条 この告示は、かほく市空家等の適正管理に関する条例（平成28年かほく市条例第8号。以下「条例」という。）第7条第4項の規定に基づき、かほく市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）の組織、任務その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づくかほく市空家等対策計画の策定及び空家等の適正な管理に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議等)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、次条に規定する職員に会議録を作成させなければならない。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を述

べさせることができる。ただし、委員以外の者は、第3項の議決に加わることができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民部防災環境対策課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後、最初に委嘱された委員の任期は、条例第7条第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

3 施行日以後、最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。